

平成30年1月

平成30年度 松本市立博物館学芸員実務実習 募集要項

松本市立博物館

1 趣旨

この実習は、博物館法第5条第1項第1号及び第2号により学芸員となるための資格取得を目指す者を対象に、博物館法施行規則第2条第1項により実施する博物館実習である。当館の博物館実習は、登録博物館である松本市立博物館と、その分館で共同実施する。講義等を松本市立博物館で一括実施するほか、実習の一部を分館施設で実施する（館別実習）。

2 実習内容

(1) 講義・見学

松本市立博物館が進めている「松本まると博物館の推進」をはじめ、当館で博物館実習を受けるための共通事項について、講義及び見学を行う。

(2) 実務実習

展示準備や展示作業、講座準備や実施、展示解説、資料整理、展示室及び収蔵庫の清掃・管理、野外調査など、学芸員としての基礎的な実務を行う。そのほか、関連する業務として、監視やミュージアムショップでの業務を行う。

3 実習日時

平成30年7月下旬～8月上旬の8日間程度（7月31日から8月9日頃までを予定）

午前8時30分から午後5時15分まで

※ 実習は平日のほか、土日に行う場合がある。また、場合により実習時間を延長する。

4 実施施設

(1) 主会場

松本市立博物館

(2) 館別実習会場

重要文化財旧開智学校校舎、松本民芸館、松本市立考古博物館、松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、窪田空穂記念館、重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、松本市山と自然博物館、松本市四賀化石館

※ 受入予定施設は変更となる場合がある。

5 募集定員

5人程度

6 募集条件

- (1) 松本市の出身者または松本市に所在する大学等に籍を置き、現在大学等において「文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位」を修得している者
- (2) 公共交通機関もしくは徒歩、自転車等で松本市立博物館及び実務実習施設まで通勤可能な者（自動車通勤は不可）
- (3) 全期間受講できること（大学の講義・他実習等による欠席は認めない）
- (4) 学芸員資格を取得し、学芸員として活動していく意思のある者

7 募集期間

平成30年1月12日（金）から2月13日（火）まで

上記期間内で書類審査の上、受講要件を満たした者のみ受付ける。実習受入れにあたっては、面接を実施する。面接の結果、追加募集を行うことがある。（昨年度実績：17人申込み中、8人受入れ）

8 申込方法

この要項を熟読の上、募集条件を満たしている者は調査票（所定の書式）と履歴書（市販のもの）を松本市立博物館実習担当まで、上記の募集期間内に郵送または持参すること（郵送の場合は募集期間内の消印有効。必ず封筒表面に「博物館実習申込」と朱書きする）。

調査票は所定の書式を印刷（A4用紙に片面印刷）し、記入すること。

9 受入れの可否

- (1) 書類受付後、要件を満たしている者については2月下旬に面接日時を通知する。
- (2) 3月中の松本市立博物館の指定する日に面接を実施する。
- (3) 書類審査と面接の結果により受入れの可否を決定し、3月末までに内諾通知する。

※追加募集の場合はこの限りではない。

10 その他

実習期間中に、教材並びに実習資材の必要経費（5千円程度）を徴収する。

11 問合せ・申込み先

松本市立博物館 学芸員実務実習担当 赤羽 裕幸
高山 直樹
住 所 〒390-0873 長野県松本市丸の内4番1号
電 話 0263-32-0133
ファクス 0263-32-8974
Eメール mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
U R L <http://www.matsu-haku.com/>